

2 経営主体別施設の状況

施設の種類の経営主体別にみると、児童福祉施設では、「市区町村」が49.5%と多くなっている。また、有料老人ホームでは、「その他の法人」が87.6%となっている。(表2、図2、統計表第7表)

表2 施設の種類の別による経営主体別施設の構成割合

平成23年10月1日現在

	施設数	構成割合(%)								
		総数	公 営			私 営				
			国・独立行政法人	都道府県	市区町村 ¹⁾	社会福祉法人	医療法人	公益法人・日赤	その他の法人 ²⁾	その他
総数	50 129	100.0	0.1	0.5	36.5	44.9	1.6	0.4	15.3	0.8
保護施設	294	100.0	-	0.3	10.5	88.8	-	-	0.3	-
老人福祉施設	4 827	100.0	-	0.0	19.2	75.8	0.7	0.1	3.3	0.8
障害者支援施設等	4 263	100.0	0.2	0.5	2.3	62.6	4.5	0.1	29.4	0.5
身体障害者更生援護施設 ³⁾	286	100.0	-	0.7	1.0	97.2	-	0.3	0.7	-
知的障害者援護施設 ³⁾	1 127	100.0	-	0.5	3.5	95.7	-	-	0.1	0.1
精神障害者社会復帰施設 ³⁾	366	100.0	-	0.5	1.4	33.3	56.0	0.5	8.2	-
身体障害者社会参加支援施設	318	100.0	-	3.8	11.6	65.1	-	5.3	13.8	0.3
婦人保護施設	45	100.0	-	44.4	-	55.6	-	-	-	-
児童福祉施設	31 599	100.0	0.1	0.5	49.5	43.0	0.2	0.4	5.4	0.8
（再掲）保育所	21 751	100.0	0.0	0.0	43.6	50.2	0.1	0.0	5.4	0.7
母子福祉施設	60	100.0	-	-	13.3	48.3	-	-	38.3	-
その他の社会福祉施設等	6 944	100.0	-	-	21.8	8.6	4.3	0.3	64.1	0.9
（再掲）有料老人ホーム	4 640	100.0	-	-	0.0	6.4	5.8	0.0	87.6	0.2

注:1) 「市区町村」には、一部事務組合・広域連合を含む。

2) 「その他の法人」には営利法人(会社)を含む。

3) 障害者自立支援法の経過措置による旧法(身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)の施設である。

図2 施設の種類の別による公営-私営別施設の構成割合

平成23年10月1日現在

